改正後	改正前
2　経営力向上計画の認定 経営力向上計画（中小企業等経営強化法第13条第１項に規定する経営力向上計画をいう。）について認定を受けようとする事業者にあっては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める数以上の第３の１の各号に掲げる事項に取り組むこととする。 ①～③　（略） 3　（略） 4　経営力向上に取り組むに当たって配慮すべき事項 中小企業者等が経営力向上に取り組むに当たっては、対人サービスとしての一定以上の質を確保するとともに、人員削減を目的とした取組をしないなど雇用の安定に配慮することが必要である。また、組織再編行為が利用者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、利用者に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。 第４　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 中小企業等経営強化法第34条第１項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する事項については、基本方針第５の４から６までに定めるところによる。	2　経営力向上計画の認定 経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第１項に規定する経営力向上計画をいう。）について認定を受けようとする事業者にあっては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次の各号に掲げる数以上の第３の１の各号に掲げる事項に取り組むこととする。 ①～③　（略） 3　（略） 4　経営力向上に取り組むに当たって配慮すべき事項 中小企業者等が経営力向上に取り組むに当たっては、対人サービスとしての一定以上の質を確保するとともに、人員削減を目的とした取組をしないなど雇用の安定に配慮することが必要である。 第４　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 中小企業等経営強化法第26条第１項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する事項については、基本方針第５の４から６までに定めるところによる。

○厚生労働省告示第二百六十五号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、保育分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　現状認識 （略） 1　市場規模の動向 （略） しかし、保育所等の利用ニーズに対して保育所等の整備が追いついていないため、特に都市部を中心に待機児童が生じている。待機児童数は、平成22年度以降減少傾向にあったが、女性の就業が更に進んだことや「子ども・子育て支援新制度」の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加したことから、平成29年４月１日時点の待機児童数は約２万６千人となった。政府は、待機児童の解消に向け、平成25年４月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成25年から28年度までの４年間で約42.8万人分の保育の受け皿を整備した。これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、平成27年11月に一億総活躍国民会議において取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」では、平成29年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みした。さらに、平成29年６月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、平成32年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備することとしており、平成30年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、引き続き、保育の受け皿確保に取り組むこととしている。	第１　現状認識 （略） 1　市場規模の動向 （略） しかし、保育所等の利用ニーズに対して保育所等の整備が追いついていないため、特に都市部を中心に待機児童が生じている。待機児童数は、平成22年度以降減少傾向にあったが、女性の就業が更に進んだことや「子ども・子育て支援新制度」の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加したことから、平成27年４月１日時点の待機児童数は約２万３千人となった。政府は、待機児童の解消に向け、平成25年４月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成25・26年度の２年間で約21.9万人分の保育の受け皿を整備した。これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、平成27年11月に一億総活躍国民会議において取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」では、平成29年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みした。さらに、平成30年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、引き続き、保育の受け皿確保に取り組むこととしている。